

伊万里・有田地区定住自立圏の形成に関する協定 新旧対照表

現行	変更後（案）	変更理由
（連携する取り組みの分野及び内容並びに甲乙の役割分担） 第3条 甲乙が取り組む政策分野は次の各号に掲げるものと し、その内容並びに甲及び乙の役割は、当該各号に規定するものとする。 (1) 生活機能の強化に関する政策分野 (省略) イ 福祉 (追加) <u>(ア) 介護分野における連携</u> a 取り組みの内容	（連携する取り組みの分野及び内容並びに甲乙の役割分担） 第3条 甲乙が取り組む政策分野は次の各号に掲げるものと し、その内容並びに甲及び乙の役割は、当該各号に規定するものとする。 (1) 生活機能の強化に関する政策分野 (省略) イ 福祉 <u>(ア) 在宅療養分野における連携</u> a <u>取り組みの内容</u> <u>高齢者等が住み慣れた地域等で自分らしく生活を営むことができるよう支援するため、在宅療養の体制整備を推進する。</u> b <u>甲の役割</u> <u>(a) 在宅医療及び介護が円滑に提供される体制整備を推進するため、必要な経費を負担する。</u> c <u>乙の役割</u> <u>(a) 在宅医療及び介護が円滑に提供される体制整備を推進するため、必要な経費を負担する。</u> <u>(イ) 介護分野における連携</u> a 取り組みの内容	在宅医療・介護連携推進事業の追加に伴う連携分野の追加

介護保険法に定める要介護等の認定に係る審査判定業務の効率性や公平性を確保するため、介護認定審査を共同で実施する。

b 甲の役割

- (a) 伊万里・有田地区介護認定審査会を設置、運営する。
- (b) 伊万里・有田地区介護認定審査会に関する事務を行う。

c 乙の役割

- (a) 人口等の比率に応じ、伊万里・有田地区介護認定審査会の運営に必要な経費を負担する。
- (b) 伊万里・有田地区介護認定審査会に関する事務に協力する。

(追加)

介護保険法に定める要介護等の認定に係る審査判定業務の効率性や公平性を確保するため、介護認定審査を共同で実施する。

b 甲の役割

- (a) 伊万里・有田地区介護認定審査会を設置、運営する。
- (b) 伊万里・有田地区介護認定審査会に関する事務を行う。

c 乙の役割

- (a) 人口等の比率に応じ、伊万里・有田地区介護認定審査会の運営に必要な経費を負担する。
- (b) 伊万里・有田地区介護認定審査会に関する事務に協力する。

(ウ) 子育て分野における連携

a 取り組みの内容

安心して妊娠、出産し、子育てをすることができるよう支援するため、地域保健活動を推進する。

b 甲の役割

- (a) 妊産婦支援に係る意見交換会や研修会へ参加するほか、圏域内の妊産婦を訪問する。

c 乙の役割

- (a) 妊産婦支援に係る意見交換会や研修会へ参加するほか、圏域内の妊産婦を訪問する。

地域保健活動推進事業の追加に伴う連携分野の追加

(イ) 障害者の自立における連携 a 取り組みの内容 <u>障害者自立支援法に定める障害程度区分</u> <u>の認定に係る審査判定業</u> <u>務の効率性や公平性を確保するため、障害程度区分認定審</u> <u>査を共同で実施する。</u> b 甲の役割 (a) <u>伊万里・有田地区障害程度区分認定審査会</u>を設置、 運営する。 (b) <u>伊万里・有田地区障害程度区分認定審査会</u>に関する 事務を行う。 c 乙の役割 (a) 人口等の比率に応じ、<u>伊万里・有田地区障害程度区</u> <u>分認定審査会</u>の運営に必要な経費を負担する。 (b) <u>伊万里・有田地区障害程度区分認定審査会</u>に関する 事務に協力する。	(エ) 障がい者の自立における連携 a 取り組みの内容 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた</u> <u>めの法律に定める障害支援区分の認定に係る審査判定業</u> <u>務の効率性や公平性を確保するため、障がい支援区分認定</u> <u>審査を共同で実施する。</u> b 甲の役割 (a) <u>伊万里・有田地区障害支援区分認定審査会</u>を設置、 運営する。 (b) <u>伊万里・有田地区障害支援区分認定審査会</u>に関する 事務を行う。 c 乙の役割 (a) 人口等の比率に応じ、<u>伊万里・有田地区障害支援区</u> <u>分認定審査会</u>の運営に必要な経費を負担する。 (b) <u>伊万里・有田地区障害支援区分認定審査会</u>に関する 事務に協力する。	「障害（がい）」の表記変更 法改正（平成 25 年）に伴う 名称変更 審査会の名称変更 審査会の名称変更 審査会の名称変更 審査会の名称変更
(ウ) 特別支援学校の留守家庭児童クラブにおける連携 a 取り組みの内容 佐賀県立伊万里特別支援学校において、昼間、仕事等により保護者がいない児童や生徒の健全育成と、保護者の負担軽減や子育てと仕事の両立を支援するため、留守家庭児童クラブを設置、運営する。 b 甲の役割 (a) 伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブを設置、 運営し、佐賀県立伊万里特別支援学校の児童・生徒の受	(オ) 特別支援学校の留守家庭児童クラブにおける連携 a 取り組みの内容 佐賀県立伊万里特別支援学校において、昼間、仕事等により保護者がいない児童や生徒の健全育成と、保護者の負担軽減や子育てと仕事の両立を支援するため、留守家庭児童クラブを設置、運営する。 b 甲の役割 (a) 伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブを設置、 運営し、佐賀県立伊万里特別支援学校の児童・生徒の受	

け入れを行う。 (b) 伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブに関する事務を行う。 (c) 佐賀県立伊万里特別支援学校の児童・生徒の保護者や甲の住民に対し、伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブの利用に関する情報提供を行う。 c 乙の役割 (a) 伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブの利用に応じ、必要な経費を負担する。 (b) 甲が行う伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブに関する事務に協力する。 (c) 乙の住民に対し、伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブの利用に関する情報提供を行う。 <u>(エ) 児童の療育支援</u> a 取り組みの内容 <u>心身の発達において支援を必要とする児童に対し、日常生活等に適応するための訓練や指導を行うため、障害のある就学前児童の療育施設を設置、運営する。</u> b 甲の役割 <u>(a) 伊万里市こどもハートフルセンターひまわり園を設置、運営し、甲に加え乙の児童の受け入れを行う。</u> <u>(b) 伊万里市こどもハートフルセンターひまわり園に関する事務を行う。</u> <u>(c) 甲の住民に対し、伊万里市こどもハートフルセンターひまわり園の利用に関する情報提供を行う。</u>	け入れを行う。 (b) 伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブに関する事務を行う。 (c) 佐賀県立伊万里特別支援学校の児童・生徒の保護者や甲の住民に対し、伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブの利用に関する情報提供を行う。 c 乙の役割 (a) 伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブの利用に応じ、必要な経費を負担する。 (b) 甲が行う伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブに関する事務に協力する。 (c) 乙の住民に対し、伊万里市特別支援学校留守家庭児童クラブの利用に関する情報提供を行う。 <u>(カ) 児童の療育支援</u> a 取り組みの内容 <u>心身の発達において支援を必要とする児童に関する意見交換等を行い、療育支援の充実を図る。</u> b 甲の役割 <u>(a) 伊万里・有田地域自立支援協議会において児童の療育支援に関する意見交換及び情報共有を行う。</u> (削除)	ひまわり園の廃止（令和 6 年 3 月）に伴う変更
--	---	----------------------------------

c 乙の役割 (a) <u>伊万里市こどもハートフルセンターひまわり園の利用に応じ、必要な経費を負担する。</u> (b) <u>伊万里市こどもハートフルセンターひまわり園に関する事務に協力する。</u> (c) <u>乙の住民に対し、伊万里市こどもハートフルセンターひまわり園の利用に関する情報提供を行う。</u> (オ) 障害者の生活支援 a 取り組みの内容 <u>障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援するため、障害者生活支援センターを設置し、障害者への相談対応を行う。</u> b 甲の役割 (a) <u>障害者生活支援センターを設置、運営する。</u> (b) <u>圏域内の障害者に対し、必要なサービスについての情報提供や相談対応を行う。</u> c 乙の役割 (a) <u>障害者数の比率等に応じ、障害者生活支援センターの運営に必要な経費を負担する。</u> (b) <u>障害者の自立のため、障害者生活支援センターの活用に向けた情報提供に努める。</u> ウ 教育・文化 (ア) 図書館の圏域内への開放	c 乙の役割 (a) <u>伊万里・有田地域自立支援協議会において児童の療育支援に関する意見交換及び情報共有を行う。</u> (削除) (キ) 障がい者の生活支援 a 取り組みの内容 <u>日常生活等において支援を必要とする障がい者に関する意見交換等を行い、障がい者の生活支援の充実を図る。</u> b 甲の役割 (a) <u>伊万里・有田地域自立支援協議会において障がい者の生活支援に関する意見交換及び情報共有を行う。</u> (削除) c 乙の役割 (a) <u>伊万里・有田地域自立支援協議会において障がい者の生活支援に関する意見交換及び情報共有を行う。</u> (削除) ウ 教育・文化 (ア) 図書館の圏域内への開放	「障害（がい）」の表記変更 支援センター共同設置終了（令和４年３月）に伴う変更
--	---	---

a 取り組みの内容 生涯学習の機会の拡大を図るため、伊万里市民図書館及び<u>有田町図書室</u>を圏域住民へ開放する。 b 甲の役割 (a) 圏域の拠点施設である伊万里市民図書館において、図書資料の充実や図書に関する調査・研究を行い、圏域住民への図書サービスの向上を図る。 c 乙の役割 (a) <u>有田町図書室</u>の充実を図り、伊万里市民図書館との連携を強化する。	a 取り組みの内容 生涯学習の機会の拡大を図るため、伊万里市民図書館及び<u>有田町立図書館</u>を圏域住民へ開放する。 b 甲の役割 (a) 圏域の拠点施設である伊万里市民図書館において、図書資料の充実や図書に関する調査・研究を行い、圏域住民への図書サービスの向上を図る。 c 乙の役割 (a) <u>有田町立図書館</u>の充実を図り、伊万里市民図書館との連携を強化する。	施設名の修正 施設名の修正
エ 産業振興 (省略) (追加) (省略)	エ 産業振興 (省略) <u>(カ) 人材確保</u> <u>a 取り組みの内容</u> <u>安定して人材を確保するため、圏域内に立地する企業の合同説明会を実施する。</u> <u>b 甲の役割</u> <u>(a) 合同説明会への参加企業の募集及び調整を行う。</u> <u>c 乙の役割</u> <u>(a) 合同説明会への参加企業の募集及び調整を行う。</u> (省略)	伊西地区企業合同説明会実施事業の追加に伴う連携分野の追加